

授業料免除申請について【継続申請者用】

◇対象	飯田キャンパスの在学生
◇申請期限	平成30年9月14日（金）16：30 ※ただし、土・日・祝日を除く
◇受付時間	9：00～16：30
◇提出場所	医学部学務課学生支援担当

【申請から免除決定までの流れ（スケジュール）】

後期	手続き
7月下旬	願書配付
9月14日（金）	願書提出締切
10・11月	（半期分授業料の口座引き落としは猶予されます）
12月上旬	結果発表 申請者全員に郵送で結果を通知します。

【制度の趣旨】

特別な事情によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者を対象に、本人の申請に基づき、選考の上、学長が授業料の免除を許可する制度です。

（山形大学授業料、寄宿料免除及び授業料徴収猶予規程）

【申請条件】

授業料の納付が困難な者。以下の者は申請できません。

- ・懲戒処分を受けた者（処分決定日以降申請資格を失う）
- ・故意又は重大な過失により虚偽の申告をした者
- ・申請期の途中で休学・退学等を予定している者
- ・申請期の前の期分までの授業料が完納されていない者

前期分申請時は、前年度後期分までの授業料を3月末日までに（新入学生を除く）、**後期分申請時は、当該年度前期分までの授業料を9月末日までに納付済みであること。**

- ・すでに当該期分の授業料を納付済みの者
- ・正規の修業年限を超えた者（休学期間は含まれません）
- ・非正規生（科目等履修生、研究生等）

【出願書類について】

◎書類の提出について

出願書類は、必ず申請者が窓口に提出してください。郵送による提出は受け付けません。

◎個人情報の利用について

提出いただいた書類の個人情報は、授業料免除申請及び免除決定事務にのみ使用し、第三者に開示・提供・預託することはありません。

市区町村発行の書類は「マイナンバー」の無いものを提出してください。

1. 全員が提出する書類

後期分授業料免除継続申請願書	<input type="radio"/> 10月1日現在で、申請者本人が記入すること。 <input type="radio"/> 保護者署名欄のみ父母等の自署が必要。
住民票謄本 (世帯全員の住民票) ※平成30年7月1日以降発行のもの	<input type="radio"/> 申請者本人を含む家族全員分の住民票。 <input type="radio"/> 住民票に「世帯全員の住民票」と記載のあるもの。 <input type="radio"/> 「本籍・住民票コード・マイナンバー」の記載のないもの。 ※住民票抄本（個人のもの）は不可。
結果通知用封筒 (大学の封筒を窓口で受け取ること)	<input type="radio"/> 免除結果を郵送で通知するため、結果通知用封筒を提出すること。願書提出時に窓口で封筒を受け取り、住所・氏名・学生番号を記入すること。

2. 変更がある場合に提出する書類

親の再婚等で家計支持者が増えた	<input type="radio"/> 増えた家計支持者の「前年の収入（所得）額」と「市・県民税額」が明記された市区町村発行の証明書 ※1. 上記の両方が明記された証明書が発行できない場合は、「課税又は非課税証明書」と「所得証明書」を併せて提出すること。 ※2. 収入等がない場合は「0円」と記載されている証明書が必要。当該金額が「*」「-」「空白」等の証明書は不可。	
	<input type="radio"/> 奨学金の受給金額、受給期間がわかる書類の写し ※貸与型奨学金は提出不要	
高等学校以上の就学者がいる	国立の学校	<input type="radio"/> 在学・授業料免除状況証明書（様式5）
	公立、私立の学校 (予備校等その他の学校を含む)	<input type="radio"/> 在学証明書（各学校所定の様式）
		夜間、定時制、通信制、予備校、職業訓練校、大学校、各種学校等の場合、上記証明書と申立書（様式3） ※定職についている場合は就学者に含めない

一人親世帯である	以下のすべての書類 ○一人親世帯申立書（様式2） ○父又は母の戸籍謄本か、一人親世帯であることがわかる書類（遺族年金の振込通知の写し、児童扶養手当証書の写しなど）
生活保護世帯である	○生活保護支給額通知書の写し等
障がい者がいる	○障がい者手帳又は療育手帳（愛の手帳、みどりの手帳等）の写し
火災・風水害等の被害を受けた	○被災の程度が明記された罹災証明書、被災証明書の写し 例：東日本大震災（全壊又は大規模半壊、原発避難）、熊本地震（被災の程度は問わない）等

3. 外国人留学生・独立生計学生が提出する書類

※前期から内容に変更がない場合は提出不要

外国人留学生 独立生計学生	○生活費収支調書（様式6）
------------------	---------------

◎記入上の注意

・願書（表紙）

- 1) 申請者本人が記入すること。
- 2) 願書は、10月1日現在の状況を記入すること。
- 3) 保護者の署名・押印箇所は保護者本人が署名・押印すること。（独立生計者・外国人留学生は記入の必要なし）
- 4) 保護者が勤務地の関係で別居している場合は、保護者住所には学生の帰省先を記入すること。

・家庭調書（本人について）

- 1) 自宅・自宅外をチェックすること。
「自宅」とは、家族と同居している場合をいう。
「自宅外」とは、「自宅」以外の者をいう。
- 2) 本人が、前年度（前年4月～3月）及び当年度（当年4月～3月）に給付を受けた（受ける）奨学金について記入する。貸与奨学金は含めない。
- 3) 給付奨学金の金額は、前期は前年度の給付合計額を、後期は当年度の給付予定額を記入すること。

・家庭調書（「就学者を除く家族」欄について）

- 1) 「就学者を除く家族」欄には、原則として父母両方を記入すること。ただし、死別・離婚等により父又は母しかいない場合はそのいずれかを、父母がいない場合は父母に代わり学生の家計を支えている者1名を記入すること。
- 2) 未就学児は、「就学者を除く家族」欄に記入すること。
- 3) 18才以上の兄弟で、就学者でない者（独立して別居、同居して就業等）は記入不要。
- 4) 就学者ではない障がい者の兄弟がいる場合は、「就学者を除く家族」欄に記入した上で、特別控除関係の書類を添付すること。（前期に既に提出している場合は提出不要）
- 5) 祖父母は、原則として記入不要。（父母に代わり家計支持者である場合は記入する）

・家庭調書（「就学者」欄について）

- 1) 就学者は、「就学者」欄に記入すること。

- 2) 高等学校以上の就学者は、P.2に記載のある書類を添付すること。(前期に既に提出している場合は提出不要)

◎収入についての記入は不要。

- ・前期に提出した平成30年度分所得(課税)証明書に修正があった場合は、修正された最新のものを提出すること。

収入(所得)について…市区町村が証明した前年の収入(所得)額を判定の基準とするため、前年以降の就職・退職・転職・失職したものについては考慮しない。

◎一人親世帯について

死亡、生別(離婚)以外の場合

- ・離婚状態(離婚を前提とした別居等を含む)

裁判中であることがわかる公的な書類又は民生委員等^{※1}の署名がある申立書^{※2}を提出することにより、願書家族欄及び収入欄への一方の親の記入と添付書類の提出を省略できます。

上記書類の提出ができない場合、両方の親の必要書類が提出できなければ書類不備として扱い、審査の対象から除外します。(前期に既に提出している場合は提出不要)

^{※1}利害関係のない第三者として合理的で、事情を把握可能な人物(町内会長、地区担当交番の警察官等含む)

^{※2}民生委員の署名記入欄のある申立書様式は担当窓口で配付。

その他

- ・離婚していても住民票に両親等の名前が記載されている場合、事情を確認します。

【注意事項】

- ・申請内容の事実確認のため、本資料に示されたもの以外に提出を求めることがあります。担当者の指示に従ってください。
- ・書類は、発行日が申請日(10月1日)から3ヶ月以内のもの、又は発行されている中で最新のものを提出してください。
- ・添付書類をホチキスで留めないでください。(ただし役所であらかじめ留められていたものを除く)
- ・提出する書類はすべてA4サイズに整えてください。

【授業料の徴収猶予について】

判定結果が出るまで、授業料の徴収が猶予され、登録口座からの引き落としが一時的に停止されます。

なお、判定結果が半額免除又は不許可となった場合、結果通知日から直近の振替日に授業料請求額が一括で引き落とされます。

【判定結果通知】

- ・後期分授業料免除の判定結果は、12月上旬(予定)に郵送でお送りします。
- ・判定結果が半額免除又は不許可となった方の後期分授業料の引き落とし日は、12月25日(火)(予定)です。指定された口座から、授業料請求額が一括で引き落とされます。